



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 343号 2011.4.19 発行 社会政策研究所

昨日(4/18)、大震災の影響で約1か月ぶりの開催となった内閣府の障がい者制度改革推進会議、政府・事務局の説明に委員からは不満が多く出されました。3番目の記事です。【kobi】

消費税8%へ引き上げ検討、復興財源に3年限定

読売新聞 2011年4月19日

政府は18日、東日本大震災の復興財源を確保するため、消費税を早ければ2012年度から3年間限定で3%引き上げ、8%とする方向で検討に入った。

国民に幅広く負担を求め、復興を推進するのが狙いだ。被災地の住民については負担増を避けるため、税率引き上げ分の納税額を後から還付する仕組みを整える方向だ。

東日本大震災の被害額は、内閣府の試算で最大25兆円に上る。消費税収は1%あたり年間約2.5兆円で、税率の3%引き上げで約7.5兆円を確保でき、3年間で復興に必要な支出の大半を賄えることになる。

政府・民主党は18日、本格的な復興に充てる11年度第2次補正予算案の財源を賄うために「復興再生債」(仮称)を発行する方針を決めた。政府は、消費税率引き上げによる税収を一般会計から切り離した「震災復興基金」(仮称)で管理し、復興再生債の償還財源とする考えだ。

仮設住宅地に介護拠点100か所、孤独死防止へ

読売新聞 2011年4月19日

東日本大震災の被災県を対象に厚生労働省は、少なくとも100か所以上の仮設住宅地に、デイサービスなどを行う介護・保育拠点を併設させる方針を固めた。

孤独死や寝たきりなどを防ぐため、19日にも関係9県に通知する。運営は地元の社会福祉法人や社会福祉協議会などに委託することになっている。大規模災害で国が仮設で“公設民営”の介護拠点をつくるのは、これが初めて。

対象となるのは青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県。2011年度第1次補正予算案に70億円を盛り込む方針で、被害の大きい岩手、宮城、福島の3県には10億～15億円を重点配分する。

厚労省によると、災害救助法などでは、50戸を超える仮設住宅地には集会所を併設できることになっている。この集会所に、介護用のトイレや浴室、調理室を設けることで、高齢者だけでなく障害者や子ども連れなども集まれるようにする。

精神医療、障害者基本法改正案に明記されず- 制度改革会議の委員、部会の新設求める声も

キャリアブレイン 2011年4月18日

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」(議長=小川榮一・日本障害フォーラム代表)は

4月18日、31回目の会合を開き、上部組織の「障がい者制度改革推進本部」（本部長＝菅直人首相）で了承された障害者基本法改正案について、事務局から説明を受けた。改正案は今後、閣議決定を経て今国会に提出される予定だが、説明を受けた委員からは、精神医療に関する条文が盛り込まれなかったことから、部会の新設を求めるなど、多くの不満の声が出た。

推進会議は昨年12月に取りまとめた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」で、精神障害者の社会的入院の解消や、隔離拘束するときの公的機関の責任などを改正案に盛り込むよう提言。しかし、これを受けて事務局が作成した改正案には、精神医療への言及はなく、「医療、介護等」の条文が設けられた。3月11日には、推進本部がこれを了承した。

堂本暁子委員（前千葉県知事）は、「やはり精神障害が入らなかったことはとても残念」と述べたほか、東日本大震災での事例として、「津波が来ても、非自発的入院をしていた精神障害者は、自ら逃げるすべがなかった」と改正案に精神医療への言及を盛り込む必要性を訴えた。また、川崎洋子委員（全国精神保健福祉会連合会理事長）は、推進会議での精神医療に関する議論が不十分だとして、集中的に検討する部会の新設を要求。これに対して推進会議担当室の東俊裕室長は、部会の立ち上げには多くの準備が必要なため、「部会よりも推進会議で議論すべき」と答えた。さらに、関係者へのヒアリング実施も含めて検討する考えを示した。

■障害者の災害時対応も基本法に

この日の会合では、東室長が、東日本大震災を念頭に、「災害時や緊急時の問題についても、きちっと議論すべき」と問題提起した。さらに、今国会への提出を目指している改正案に議論の内容を盛り込むのは困難との見方を示した上で、改正案の附則に明記することなども視野に対応するとした。

これに関連し、委員からは、「自宅にいる精神障害者のケアをしようにも、個人情報保護法でどこにいるかを行政が教えてくれない。情報開示をしてほしい」（川崎委員）などの意見が出た。

増す成年後見制度申請、足りぬ人手 市民参加型に期待

朝日新聞 2011年4月19日 鳥取

成年後見制度の申請が県内で毎年300件前後に上る。専門家は受け皿不足を懸念しており、市民と行政の力を借りる新たな仕組み作りに向けて動き出した。

鳥取家裁管内の申し込み（保佐、補助を含む）は2002年以降毎年100件を超え、10年は291件（概数）に上った。

後見人の大半は家族だが、遠くにいたり亡くなったりした場合には司法書士や弁護士、社会福祉士が代わりを務める。この第三者後見は全国で約4割（09年）を占めるものの、「受け皿となる専門職が圧倒的に足りない」と出垣仁志さん。社会福祉士、弁護士、司法書士、精神保健福祉士で作る成年後見ネットワーク米子の事務局長だ。

県内の社会福祉士は1人で平均1.8人を担当している。普段の仕事を抱えながらでは2人が限界といい、すでにぎりぎりの状態に陥っている。

成年後見ネットワーク倉吉は09年、ネットワーク倉吉自らが後見人となる「法人後見」を始めた。財産関係は司法書士や弁護士、介護関係なら社会福祉士と複数で得意分野を分担している。しかし、人手不足に変わりはない。代表を務める司法書士の藤田義彦さんは「普段の仕事があり、担当を上手に分けないと続かない」と言う。

そんな中、担い手を一般の市民に広げる「市民後見」が注目されている。成年後見ネットワーク鳥取代表の弁護士、寺垣琢生さんは「市民参加を促さないと制度が回らなくなっている。後見人になるための講習の場と相談体制を整えれば、専門職でなくても担える。家族の後見を経験した人が家族以外の後見人にもなれば」と話す。

市民後見は県内でまだ浸透していない。ネットワーク鳥取が東京大学、鳥取大学と連携

して08年、09年に市民後見人の講習をしたが、参加者は合わせて十数人だった。

各ネットワークは昨年12月、後見制度を専門的に扱う「権利擁護センター」の設立の必要性を確認した。市民後見人を育てる講座を開き、後見人になった後の相談業務を担う。センターとして法人後見も務める。

センター設立には行政の資金的な支援が必要だ。寺垣さんは「国は制度を作っただけで利用しやすさは考慮していない。行政がもっと積極的にかかわる形の仕組み作りが必要だ」と訴える。(西村圭史)



〈成年後見制度〉 判断する能力が衰えた高齢者や障害者の財産を守るため、2000年に始まった。家庭裁判所が選んだ後見人が財産管理や福祉サービスの選択、施設の入所契約などを担う。「法定後見」は本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種がある。事前に将来の後見人を決めておく「任意後見」もある。

障害者施設に4000平方メートル譲渡 四万十市で記念植樹

読売新聞 2011年4月19日

桜の公園を目指して苗木を記念植樹する育成会の人たち(四万十市川登で)



県知的障害者育成会(南国市)が運営する多機能事業所「アオ」(四万十市古津賀)の入所者60人と職員らが17日、施設へ寄贈された四万十市川登の土地約4000平方メートルに、桜や果樹の苗木41本を記念植樹した。

寄付したのは同市出身の茶道家池本悦子さん(63)(東京都杉並区)。池本さんの父が温泉施設用に取得したが、計画は約15年前に中止となり、池本さんが「憩いの場に」と譲渡した。

荒れていた土地は重機で整地され、池本さんが15種類の桜29本を植樹。「四万十川桜美公園」と名付けられ、この日は、アオの入所者らが手分けして新しく苗を植えた。育成会は今後、住民との交流の場にするとともに、ここで栽培した野菜を弁当の配食事業などに活用する。

植樹に参加した百田靖さん(44)は「地域の人たちとの交流が楽しみ」と喜び、アオの成子聡施設長は「野菜作りなどで障害者への励みに」と期待。育成会の福永康夫理事長は「敷地内にあるコテージ(7棟)も有効活用したい。土地が広く、いろんな使い方ができる」と感謝していた。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行